

釧路市民貢献賞候補者推薦要領

(釧路市民貢献賞)

市長は、次の分野において著しく貢献したと認められる個人又は団体に対し、釧路市民貢献賞を贈り表彰します。

産業部門 農林業、水産業、商工業、観光業等の経済活動又は労働団体活動を通じ、本市の産業の発展に著しく貢献したと認められること。

社会部門 地方自治、教育、住民活動、社会福祉、保健衛生、環境等の分野で市民生活の向上に著しく、貢献したと認められること。

(候補者・候補団体の条件)

釧路市に在住している個人もしくはは在住していた個人（１年以内に亡くなられた方を含みます。）又は、釧路市に主たる事務所を有している団体で、下表の「年数」及び「貢献・功績の内容」に係る要件のうち各々１つ以上満たす者としします。ただし、欠格事由に該当するものは、受賞候補者となりません。

	年 数	貢 献・功 績 の 内 容
産業部門	ア ２０年以上、事業を経営した個人 イ 同一の事業所で２０年以上、その業務に従事した個人 ウ 同一の団体又は相互に関連する団体で１５年以上、役員として従事した個人 エ 団体にあつては、２０年以上、活動をしていること オ 前記ア～エ以外であっても、同等の活動歴と認められること	ア 産業活動を通じて業界の振興に尽力し、その功績が顕著な者 イ 経営の合理化を図り、その業績をあげ、他の模範となる者 ウ 新製品の研究開発、技術の向上に努め、その業績をあげた者 エ 職務に関し、有益な研究又は発明発見した者 オ 業務に精励し、創意工夫により生産能率の向上に顕著な業績をあげた者 カ 職場内において勤労尊重の気風を培い、他の模範となる者 キ 前記ア～カ以外であっても本市の産業の発展に貢献したと認められる者
社会部門	ア 同一の分野で２０年以上、その活動に従事した個人 イ 同一又は相互に関連する団体で１５年以上、役員として従事した個人 ウ 団体にあつては、２０年以上活動をしていること エ 前記ア～ウ以外であっても、同等の活動歴と認められること	ア 市が推進する事業に積極的に参加、又は各種市民運動に従事もしくは、直接行政にたずさわって地方自治の振興に貢献した者 イ 学校教育、社会教育及び私学教育の振興に貢献した者 ウ 地域まちづくり運動等各種市民運動に積極的に参画し、市民の模範として住民活動に貢献した者 エ 社会福祉の向上増進に貢献した者 オ 保健医療の普及と増進に貢献した者 カ 自然環境保全及び環境衛生思想の普及と増進に貢献した者 キ 前記ア～カ以外であっても、本市の市民生活の向上に貢献したと認められる者

(欠格事由)

次の各号のいずれかに該当するものについては、受賞候補者となりませんのでご注意ください。

- ① 罰金以上の刑（道路交通法（昭和35年法律第105号）又は自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）の規定による罰金刑を除く。）に処せられた者（刑法（明治40年法律第45号）第27条又は第34条の2の規定により刑の消滅した者を除く。）
- ② 刑事事件に関し起訴され、その判決が確定していない者
- ③ 破産者で復権を得ないもの

(候補者・候補団体の推薦方法)

候補者・候補団体の推薦は、各分野の団体等が次の書類を提出して推薦してください。

- ① 推薦書（所定の書式は、事務局にあります。）
- ② 履歴書（個人の場合）又は組織及び沿革の概要（団体の場合）
- ③ 個人にあっては、戸籍抄本
- ④ 個人にあっては、候補者本人の写真（カラー・Lサイズ（89×127mm）以上）
- ⑤ その他参考となる書類

(受賞者の決定)

市長は推薦があったときは表彰の適正を期するために、釧路市民貢献賞審議会に諮問し、答申を得て受賞者を決定します。

(表 彰)

表彰は表彰状及び功績章を授与して行います。

授賞式は、2025年（令和7年）10月15日（水）を予定しております。

(その他)

推薦受付期間 2025年（令和7年）6月2日（月）～6月30日（月）

詳細については下記までお問い合わせください。

釧路市役所 産業振興部 産業推進室 産業推進係 電話 31-4550
(釧路市黒金町7丁目5番地)

市民環境部 市民生活課 生活安全担当 電話 31-4590
(釧路市黒金町7丁目5番地)